

## 介護保険における福祉用具・住宅改修の範囲の考え方

平成10年8月24日に開催された第14回医療保険福祉審議会老人保健福祉部会において示された介護保険制度における福祉用具及び住宅改修の範囲の考え方は以下のとおりである。

平成10年8月24日  
第14回医療保険福祉審議会  
老人保健福祉部会

### 福祉用具の範囲の考え方について

#### 1 介護保険法の福祉用具に関する規定

##### ○ 福祉用具貸与（第7条第17項）

この法律において「福祉用具貸与」とは、居宅要介護者等について行われる福祉用具（心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある要介護者等の日常生活上の便宜を図るために用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であって、要介護者等の日常生活の自立を助けるためのものをいう。。第44条第1項において同じ。）のうち厚生大臣が定めるものの貸与をいう。

##### ○ 居宅介護福祉用具購入費（第44条第1項）

市町村は、居宅要介護被保険者等が、入浴又は排せつの用に供する福祉用具その他の厚生大臣が定める福祉用具（以下「特定福祉用具」という。）を購入したときは、当該居宅要介護被保険者に対し、居宅介護福祉用具購入費を支給する。

#### 2 介護保険制度における福祉用具の範囲の考え方

（1）高齢者に対する福祉用具の給付制度としては、現行では老人日常生活用具給付等事業がある。介護保険制度における福祉用具の範囲としては、同事業の対象用具から、一人暮らし老人を対象とした電磁調理器等の用具を除いたものを中心として定めることとする。

(2) しかしながら、福祉用具の外縁は極めて広いものであるため、上記（1）の考え方を踏まえ、更に、次のような点を判断要素として対象用具を選定することとする。

- ① 要介護者等の自立促進又は介助者の負担軽減を図るもの
- ② 要介護者等でない者も使用する一般の生活用品でなく、介護のために新たな価値付けを有するもの（例えば、平ベッド等は対象外）
- ③ 治療用等医療の観点から使用するものではなく、日常生活の場面で使用するもの（例えば、吸入器、吸引器等は対象外）
- ④ 在宅で使用するもの（例えば、特殊浴槽等は対象外）
- ⑤ 起居や移動等の基本的動作の支援を目的とするものであり、身体の一部の欠損又は低下した特定の機能を補完することを主たる目的とするものではないもの（例えば、義手義足、眼鏡等は対象外）
- ⑥ ある程度の経済的負担感があり、給付対象とすることにより利用促進が図られるもの（一般的に低い価格のものは対象外）
- ⑦ 取り付けに住宅改修工事を伴わず、賃貸住宅の居住者でも一般的に利用に支障のないもの（例えば、天井取り付け型天井走行リフトは対象外）

(3) なお、ベッド用サイドレールや車いすのクッション等の付属品についても、上記（2）の判断要素に合うものについては、本体を給付する場合にこれと一体のものとして給付の対象とする。

### 3 居宅介護福祉用具購入費の対象用具の考え方

(1) 介護保険制度では、福祉用具の給付については、対象者の身体の状況、介護の必要度の変化等に応じて用具の交換ができること等の考え方から原則貸与によることとされている。

(2) このため、購入費の対象用具は例外的なものであるが、次のような点を判断要素として対象用具を選定することとする。

- ① 他人が使用したものを再利用することに心理的抵抗感が伴うもの（入浴・排せつ関連用具）
- ② 使用により、との形態・品質が変化し、再度利用できないもの（つり上げ式リフトのつり具）

### 4 新たに開発・普及する製品の取扱い

要介護者の便宜の観点、技術革新や製品開発努力等を評価する観点から、新たに開発された用具や普及が進んだ用具についても、2(2)の判断要素に照らし、必要に応じ保険の対象となるような取扱いとする。

平成10年8月24日  
第14回医療保険福祉審議会  
老人保健福祉部会

### 住宅改修の範囲の考え方について

#### 1 介護保険法の住宅改修に関する規定

##### ○ 居宅介護住宅改修費の支給（第45条第1項）

市町村は、居宅要介護被保険者が、手すりの取付けその他の厚生大臣が定める種類の住宅の改修（以下「住宅改修」という。）を行ったときは、当該居宅要介護被保険者に対し、居宅介護住宅改修費を支給する。

#### 2 介護保険制度における住宅改修費給付の基本的考え方

- (1) 在宅介護を重視し、高齢者の自立を支援する観点から、福祉用具導入の際必要となる段差の解消や手すりの設置などの住宅改修を、介護給付の対象とすることとしている。
- (2) 一方で、住宅改修は個人資産の形成につながる面があり、また、持ち家の居住者と改修の自由度の低い借家の居住者との受益の均衡を考慮すれば、保険給付の対象は小規模なものとせざるを得ない。

#### 3 介護給付の対象とする住宅改修の範囲設定の考え方

- (1) いくつかの既存調査から住宅改修の実例をみると、便所、浴室、寝室、廊下・玄関など改修箇所にかかわらず、手すりの設置、段差の解消の例が多く、このほかドアの引き戸化、便所では洋式便器化、浴室ではすべり止めや床材の変更、寝室では床材の変更の例が共通してみられる。
  - (2) 住宅改修の実例及び、保険給付の対象を小規模なものとせざるを得ない制約等を勘案し、保険給付の対象とする住宅改修の範囲は、共通して需要が多くかつ比較的小規模や改修工事とする。
- (3) なお、上記の理由から居宅介護住宅改修費の支給限度額も小規模なもの

とならざるを得ないが、住宅改修の種類は、多様な居宅の状況に応じて必要な改修を柔軟に組合せて行うことができるような工事種別を包括できる設定とする。

#### 4 住宅改修の範囲（案）

次に掲げる工事を包括して1種類とする。

①手すりの取付け

②床段差の解消

（三角材・小踏台の設置、敷居の平滑化・交換等）

③すべりの防止、移動の円滑化等のための床材の変更

（浴室床のノンスリップ化、畳・じゅうたんから板床材への変更等）

④引き戸等への扉の取替え

⑤洋式便器等への便器の取替え

⑥上記の各工事に附帯して必要な工事

（手すりの取付けのための壁下地補強、便器取替えに伴う便所床の改修等）

※上記の工事種別のうち、標準的には①及び②の2つを組み合わせた改修が行われることを想定している。